明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○関税法施行令等の一部を改正する政令（六）　二
○畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（七）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　四
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（九）　四
○経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（一〇）　五

〔省　令〕
○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令（財務一）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　六
○畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（農林水産五）　六
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同六）　二〇

〔規　則〕
○公正取引委員会の確約手続に関する規則（公正取引委一）　二七
○公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則（同二）　三
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則（同三）　三

〔告　示〕
○畜産経営の安定に関する法律施行規則第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条の規定に基づき、同規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件（農林水産一三四）　六
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三五）　三〇

〔官庁報告〕
国家試験　三〇
平成二十九年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　三〇

〔公　告〕
諸事項　三三
裁判所　三三
破産、免責関係　三三
地方公共団体　四四
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他　四五
会社決算公告　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第六号）（財務省）

1　環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第四条の二、第四条の一二、第三六条の三、第五一条の一二及び第六一条関係）

2　環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品の指定及びその修正の適用に関する所要の規定を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二～第一九条の一〇及び別表第一関係）

3　環太平洋協定に基づく関税の免除の対象とならない加工又は修繕の指定及びその免除の適用を受ける場合の手続に関する所要の規定を設けることとした。（関税暫定措置法施行令第三一条の二及び第三一条の三関係）

4　環太平洋協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品の指定及びその譲許の便益の適用に関する所要の規定を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条関係）

5　環太平洋協定に基づく関税の譲許の便益を適用しなかった貨物について、輸入の許可の日から一年以内に行う賦課決定の請求の手続に関する所要の規定を設けることとした。（関税暫定措置法施行令第三七条の二関係）

6　経済連携協定に基づく関税の緊急措置を発動する場合等の告示事項として、措置等の対象国を追加することとした。（経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令第二条及び第四条関係）

7　環太平洋協定において関税割当制度の対象としている物品の指定及びその割当ての方法等に関する所要の規定を整備することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第一条～第三条及び別表第一関係）

8　申告原産品が環太平洋協定に基づく本邦の原産品（特定原産品）でなかったこと等の通知に係る期間等に関する所要の規定を設けることとした。（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第七条等関係）

9　この政令は、別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第一〇八号）の施行の日から施行することとした。

◇畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第七号）（農林水産省）

一　畜産物の価格安定に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名を「畜産経営の安定に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　交付金の交付の対象となる肉用牛の月齢について、満一二月と定めることとした。（第一条関係）

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正関係

1　調整金の徴収対象となる輸入加糖調製品の種類について、該当する輸入加糖調製品の関税番号を規定することとした。（第一条関係）

2　製品の試験又は開発に使用されるものとして環太平洋パートナーシップ協定に基づく証明書を付して輸入される指定糖について、製品の試験又は開発に使用されたときは、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への売渡しの申込みに係る契約が解除される条件を当該申込みに付さなければならない旨規定し、調整金を免除することとした。（第四条関係）

3　砂糖調整基準価格及び粗糖の機構の売戻価格の加糖調製品糖の価格への換算方法を定めることその他輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する規定の整備を行うこととした。（第二章第三節関係）

4　調整金の徴収対象となるでん粉として、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用されるものとして関税暫定措置法第八条の六第一項の割当てを受けて輸入されるでん粉を追加することとした。（第三六条関係）